

(案)

柏市緑の基本計画改定業務委託

仕様書

令和7年度

柏市

業務件名：柏市緑の基本計画改定業務委託

履行場所：千葉県柏市柏五丁目10番1号

契約期間：契約日から令和9年3月31日（水）まで

契約方法：総価契約

支払回数：令和8年3月に1回、及び業務完了時に1回の計2回とする。

（目的）

第一条 柏市は1954年（昭和29年）11月15日に誕生し、東京へ通勤する人々のベッドタウンとして、人口の増加とともにまちの成長を続けてきた。人口は、当面の間、増える傾向にあるが、これまでのような右肩上がりの人口動態や社会動態を前提としたまちづくりだけでは、近い将来、成長を続けることが困難となることが見込まれている。

このような背景の中、「**“市民それぞれのウェルビーイングの実現”**＝誰もが心も身体も満たされている状態の実現」、と今後、人口が増加すると見込まれる10年間において、「**“新しい価値の創造”**＝新たなまちの成長を支える機能や価値を作り上げていくこと」により、これまでのベッドタウン型の都市から、地域を牽引する魅力あふれる「**“リーディングコアシティ”**＝皆があこがれ、住みたい・住み続けたい、訪れたいと思うまち」への転換を目指している。

柏市のマスタープランである第6次総合計画では、将来像を「**柏市に関わる一人ひとりが想いを実現できるまち**」として、(1) 創造的なまち、(2) 居心地のよいまち、(3) 地域の個性が輝くまちの実現を掲げている。公園の分野においては、人の集まる魅力的な拠点づくりのため、「**花や緑の豊かな生活を送ることのできるまち**」を目指し、本市が持つ地域資源との連動性も考慮しながら、公園整備を進めることとしている。

以上を踏まえ、花や緑によって、更なる魅力あるまちづくりを進めていくため、市民にも分かりやすい、緑によるまちづくりの指針となる「**緑の基本計画（以下「新計画」という。）**」を策定するものである。また、新計画は、都市緑地法（以下「法」という。）第4条に規定される「**緑地の保全や緑化の推進に関して、その将来像、目標、施策などを定める基本計画**」に該当する計画である。

なお、柏市緑の基本計画（現計画）は、平成17年度に柏市と沼南町が合併したことを契機に平成21年6月に策定、令和2年3月に改定したものである。計画目標年度を令和7年度としている。

（適用範囲及び疑義）

第2条 本仕様書の内容は、本業務に適用されるものとし、本仕様書に記載のない事項については、柏市と受託者の協議により決定する。

（履行期間）

第3条 本業務の履行期間は、契約の日の翌日から令和9年3月31日（水）までとし、2か年の業務とする。

(業務内容)

第4条 受託者は、以下の業務を行うものとする。なお、基本的な作業は、都市緑地法運用方針や国土交通省都市局都市計画課／公園緑地景観課が監修し、一般社団法人日本公園緑地協会が発行する「緑の基本計画ガイドブック（令和3年度改訂版）」に基づき実施するものとし、現計画を参考に進めるものとする。

(1) 緑や公園等の現状と緑の評価

ア 緑の現況調査、緑政策の整理及び緑の評価と課題整理

市内の緑の現況調査、緑の目標水準に対する結果、施策の実施状況の整理を行う。またその結果を踏まえ、緑の評価を実施するとともに課題の整理を行う。

イ 公園利用実態調査の整理及び分析

以下の既往資料を活用し、公園の評価を実施するとともに課題の整理を行うものとする。

既往資料は、小規模公園の分析（令和3年度）、みんなの遊び場設置に対する考え（令和4年度）、公園利用実態調査（令和5年度アンケート調査）、柏市域における人流調査等に関する共同研究（令和5年度東京理科大）などである。

(2) 現計画に対する評価

(1)ア、イの結果を元に、公園を核とした地域づくりを行うための基礎データとして、地域別にその特性や課題、主要な公園・緑地の周辺地域の特性やポテンシャル分析を行いつつ、現計画に対する評価を行う。

(3) 緑によるまちづくりの目指す姿と指標設定（法4条2項1号及び2号）

ア 緑によるまちづくりの将来像、基本理念、基本方針、計画のフレームの設定

イ 緑地保全及び緑化の目標の設定

緑地の配置、緑地の保全及び緑化の推進、都市公園の整備及び管理などに対する目標及び方針の設定も行う。

(4) 目指す姿の実現のための施策（法4条2項3号～10号）

現状、実施している施策も踏まえながら、ロジックツリーにより、必要な施策の整理を行う。なお、市として重点的に推進する主要な施策をピックアップするものとする。

(5) その他の事項

ア 緑政審議会の資料作成、議事録作成を行うものとする。令和7年度3回、令和8年度3回を予定している。

(計画の構成)

第5条 受託者は、新計画として、「本編」、「説明編」、「各種資料編」の3部構成として整理を行う。また、以下に示す項目を想定しており、受託後に協議して決定するものとする。

(1) 本編

以下の項目について記載することとし、イラストを活用しながら、市民にも分かりやすい内容及びデザインとし、ページ数は20ページ程度を予定する。

- ア 緑によるまちづくりの目指す姿
- イ 緑や公園等の現状と課題
- ウ 目指す姿の実現のための施策（方針，一覧，重点施策などを表記）

(2) 説明編

以下の項目を想定するが，記載項目は市と調整して決定する。

- ア 柏市の緑行政のあゆみと社会的，時代的背景，主要な公園概要
- イ 緑や公園等の現状と現計画の評価
- ウ 緑によるまちづくりの目指す姿と指標設定
- エ 目指す姿の実現のための課題とその解決策である施策

(3) 資料編

新計画策定の過程において，整理した各種データや政策決定の根拠等を掲載する。

(留意事項)

第6条 受託者は，以下の事項について，留意して業務にあたるものとする。

(1) 施策立案の考え方

施策の考えは，バックキャストにより設定し，課題は目指す姿の実現に支障となる事項を対象とする。また現在の行っている事業との紐付けも行うこととする。

(2) 計画策定において配慮する視点

- ア 各分野（こども，農業，環境，防災や減災，健康，福祉，スポーツなど）の視点
- イ 各要素（パークマネジメント，インクルーシブ，生物多様性，レジリエンス，SDGsなど）
- ウ 関係者（市民，緑等に関する活動者，民間事業者，行政など）

(業務遂行上の原則)

第7条 本業務の着手にあたり受託者は，柏市の意図及び業務の目的を十分に理解した上で，経験ある管理技術者及び担当技術者を定め，かつ適切な人員を配置して最高の技術を発揮するように努めなければならない。

(作業計画)

第8条 受託者は，本業務の着手に先立ち，業務計画書及び業務工程表を柏市に提出し，承認を得なければならない。

(配置技術者)

第9条 管理技術者は，技術士（建設部門：都市及び地方計画又は総合技術監理部門：都市及び地方計画）又はR C C M（都市計画及び地方計画）の資格を有するものとする。なお，照査技術者は，管理技術者を兼ねることは不可とする。

(資料の貸与及び保管)

第 10 条 本業務に必要な資料で柏市が保有するものについては、これを受託者に貸与し、その他の資料については、受託者において収集するものとする。

2 受託者は、本業務の遂行に当たり、柏市から貸与された資料の保管について、万全の注意を払い管理し、本業務の完了後は速やかに柏市に返却するものとする。

(協議等)

第 11 条 受託者は本業務を遂行するに当たり、着手前、中間、完了時及び必要のあるときに、柏市と十分に協議し、連絡を欠かさないようにしなければならない。打合せ形式は、対面の他、オンラインも可能とする。

2 打合せの結果については、受託者が打合せ簿に記録し、相互に確認するものとする。

3 柏市及び受託者は、「ワンデーレスポンス」※に努める。

※ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応することをいう。なお、1日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。

(成果品)

第 12 条 受託者は、本業務の成果品として次のものを提出するものとする。

- | | |
|---------------------------|-----|
| (1) 業務報告書 (A 4 パイプ式ファイル) | 1 部 |
| (2) 報告書概要版 (A 3 用紙 3 枚以内) | 1 部 |
| (3) 緑の基本計画 本編 | 1 部 |
| (4) 緑の基本計画 説明編 | 1 部 |
| (5) 緑の基本計画 各種資料編 | 1 部 |

2 業務報告書の電子データ (CD-R 等)・・・1 式

編集可能なファイル形式と PDF 形式を格納するものとする。CD はケースに格納すること。

3 その他柏市が必要とするもの

(疑義)

第 13 条 受託者は、本仕様書の解釈に疑義がある場合又は明記されていない事項がある場合においては、速やかに本市と協議を行い、その指示に従うものとする。

<担当部署>

柏市都市部公園緑地課 担当 高橋, 佐久川, 小川, 菅原

電話 04-7167-1148